

議第 2 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、岐阜県議会議長から、平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出された下記議案について意見を求められたので、別紙のとおり回答するものとする。

記

- ・岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

平成31年3月5日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

安 福 正 寿

< 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 >

(条例による事務処理の特例)

第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2及び3 略

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5から10まで 略

教総第454号
平成31年3月 日

岐阜県議会議長 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の
規定に基づく意見について(回答)

平成31年2月26日付け議議第120号で照会のありました下記議案につ
いては、異議ありません。

記

- ・岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 概要

県条例で既に権限移譲対象となっている2つの事務について、移譲する市町村を市町村の受入れ意向によって1団体ずつ拡大するもの。

【2法令32項目】

2 改正内容

(1) 改正目的

県条例で既に権限移譲対象となっている事務について、市町村の受入れ意向によって移譲する市町村を拡大するもの。

(2) 主な改正内容

別表第一及び第二の以下の事務について、それぞれ市町村欄に記載する市町村に対して権限移譲を拡大する。

別表	事務の種類	市町村
第一	50-2 特定非営利活動促進法に基づく事務	大野町
第二	1 文化財保護法に基づく事務	大垣市

(3) 条例改正の効果

これまで県庁(現地機関)で処理されていた事務が、市町村で処理可能となることで、住民にとって利便性の向上や処理時間の短縮が可能になるとともに、事務処理に当たり地域住民の声を十分に反映することが可能となり、住民サービスの向上につながるものである。

3 条例の施行日

平成31年4月1日

議議第120号
平成31年2月26日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県議会議長



事務処理の特例に関する条例に対する意見聴取について

平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出された下記の案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

議第37号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について



議第三十七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項中「揖斐川町」の下に「大野町」を加える。

別表第二一の項中「各務原市」を「大垣市及び各務原市」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。
- 3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

提 案 説 明

特定非営利活動促進法等に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）新旧対照表

（新）

（旧）

第一条から第三条まで 略

附則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
五十の二 特定非常 利活動促進法（平 成十年法律第七 号。以下この項に おいて「法」とい う。）に基づく事務	略	岐阜市、大垣市、多治 見市、関市、恵那市、 土岐市、笠松町、養老 町、揖斐川町、大野 町、池田町、坂祝町及 び白川町

別表第二（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村
一 文化財保護法 （昭和二十五年法 律第二百十四号。 以下この項におい て「法」とい う。）に基づく事 務	略	事務の内容の欄第一号 から第五号までに掲げ るものにあつては大垣 市及び各務原市、同欄 第六号及び第七号に掲 げるものにあつては県 内の全ての市町村

第一条から第三条まで 略

附則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
五十の二 特定非常 利活動促進法（平 成十年法律第七 号。以下この項に おいて「法」とい う。）に基づく事務	略	岐阜市、大垣市、多治 見市、関市、恵那市、 土岐市、笠松町、養老 町、揖斐川町、 池田町、坂祝町及 び白川町

別表第二（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村
一 文化財保護法 （昭和二十五年法 律第二百十四号。 以下この項におい て「法」とい う。）に基づく事 務	略	事務の内容の欄第一号 から第五号までに掲げ るものにあつては各務 原市、同欄 第六号及び第七号に掲 げるものにあつては県 内のすべての市町村